

令和4年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年7月26日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時28分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 松 本 貞 雄
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹 (教 育 企 画 課) 名 古 屋 勇
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 三 田 大 樹
指 導 主 事 長 峯 貴 弘
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 吉 田 泰 一
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 1人

令和4年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 令和4年7月26日（火）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第18号 令和5年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第 3 報 告 事 項 (1) 令和4年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）
(2) 令和3年度教育相談状況
(3) 令和3年度不登校児童・生徒に関する調査報告
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和4年第7回定例会
(7月26日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和4年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第18号 令和5年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○三田統括指導主事 それでは、私から、議案第18号 令和5年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、毎年採択することになっております。

本議案は、令和5年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたします小学校及び中学校の教科用図書を採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の教科用図書使用の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達の段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それではまず、採択の流れについて説明いたします。

初めに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和5年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成しました。

次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別の調査資料に基づいて調査・研究を行いました。教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長8人と、各校長から推薦された教諭8名の計16名で構成されております。

委員会での調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小学校、中学校ごとだけでなく、小中学校間でも検討し、報告書を作成して、教科用図書調査委員会の委員長が教育委員会に提出しました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について説明いたします。

1ページ、田無小学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語の第6学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』3（改訂版）」は、特別支援学校に合わせた内容の図書でございます。

続きまして、7ページの田無第一中学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語の第1学年は、東京書籍の「国語☆☆☆☆」と記載されております。この図書は文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校用のものがございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書に加え、教科用図書や一般の図書からの選定も可能となっております。

次に、昨年度との主な変更点について説明いたします。小学校については児童の状況などにより、昨年度の使用図書から若干の変更がございますが、ここで説明するに至る特徴的なものはございません。ここでは中学校を中心に御説明いたします。

7ページから11ページまでの知的障害学級を御覧ください。

今年度は中学校全体として、文部科学省の検定済教科書を多く選んでおります。生徒の実態を踏まえつつ、教科等における幅広い内容を系統的、体系的に学ぶことができる検定教科書の利点を生かした教育活動を展開するものと受けとめております。

検定済教科書につきましては、各校の特別支援学級の教員が生徒一人一人の障害の特性や程度、個性等を踏まえ、教科書の内容を焦点化、具体化したり、補助教材やタブレット端末を活用したりして、生徒に適した効果的な活用となるよう進めてまいります。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が、人間関係や集団参加など社会性を学んでおります。各教科の授業につきましては、通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、12ページ、13ページの小学校、中学校の一覧にお示ししておりますとおり、使用する教科用図書につきましては、採択された通常の学級と同様のものとなります。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 自閉症・情緒障害学級のお子さんたちは、教室に戻られる、将来戻られる、またクラスに入られるということもあって、検定教科書が使われているということなのですが、タブレットを使用するということが情緒障害学級のほうで同様に指導されているのでしょうか。

○三田統括指導主事 情緒障害学級につきましても、通常の学級と同様にタブレットを効果的に活用しております。

○木村教育長 よろしいですか。

○服部委員 ですから、部屋に、一般の子どもたちの中に入って一緒に授業を受けるときに困らない程度の御指導を受けているということですね。

○三田統括指導主事 特別支援学級と情緒障害学級と、若干、教育指導の方向性が違いますので、現在、情緒障害学級についての御質問だというふうに受けとめておりますが、当然同様にタブレットの活用、効果的な指導については身につけた指導をしておりますし、それが通常の学級に戻ったとしても活用できるような能力はしっかりと身につけてしております。

以上でございます。

- 服部委員 ありがとうございます。
- 今井委員 すみません、ちょっと話が違っちゃうかもしれないんですけども、通常の学級ではデジタル教科書というのは見たことがあるんですけども、特別支援学級でもデジタル教科書というのは使ったりするんですか。
- 三田統括指導主事 特別支援学級でも情緒障害学級でも同様に扱っております。
- 今井委員 はい。ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 今の関連ですけれども、QRコードのついた教科書は一般的に普及してくると思うんですよね。QRコードを使った教科書と、特別支援用の教科書というのが微妙に違ってきたりするかもしれないですけども、その辺はどういうふうに捉えたらいいのか、ちょっと教えていただければ。
- 三田統括指導主事 二次元コードの教科書につきましては、教科書によってそういったものが入っている教科書もございますが、特別支援学級用の教科書については一般の図書も使っておりますので、そういったものの中には含まれているというふうに認識しております。
- 以上でございます。
- 米森教育長職務代理者 そうしますと、授業の中でQRコードが入った部分を使うときには、それをうまく加えながら使うようにするという捉え方でよろしいんですね。
- 三田統括指導主事 そのようでございます。やはりビジュアル的にあることによって認識が深まるというような児童・生徒の実態もございますので、効果的に使っていくということになっております。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
- これより討論に入ります。
- 米森教育長職務代理者 各段階で採択に向けて作業をありがとうございました。この中でお示しいただいたように、私も学校を回っていていろいろ気づきますけれども、検定済の教科書を使って遜色ないお子様もいっぱいいらっしゃるし、基本的にそういうものを使ってされるというのはいいことだと思います。そういう方針には賛成です。
- それから、これまでの中で評価が高かったり、学校の先生方で議論して一番ふさわしい教科書を選んでいただいていると思っておりますので、今回採択に出していただいた内容については異論ございませんので、私からは以上でございます。
- 木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。
- これより議案第18号 令和5年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。
- 〔賛成者挙手〕
- 全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。
-

- 木村教育長 日程第3 報告事項に入ります。
- (1) 令和4年西東京市議会第2回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。
- 松本教育部長 それでは、令和4年第2回西東京市議会定例会に関しまして報告いたします。報告資料を御覧ください。

日程につきましては、本年6月3日から6月21日まで、会期19日で開催されました。

条例等付議案件関係につきましては、教育関係はございませんでした。

請願・陳情関係につきましては、子どもの健やかな成長のため、教育現場でのマスク着用について幅広い理解とその周知を求める陳情が審査され、採択はされなかったものの、国の方針等に基づき、さらなる周知を図られるよう努められたいとの意見が付され、趣旨採択の取り扱いとなりました。

一般質問につきましては、資料表紙の裏面の目次を御覧ください。

6月6日から6月9日までの4日間行われ、教育関係では、22名の議員から33問の質問をいただきました。それらを項目でまとめたものが目次のナンバー1から22でございます。

主な項目でございますが、2番、コミュニティ・スクールについて、3番、GIGAスクールについて、6番、学校給食について、8番、電子図書について、13番、ヤングケアラーについて、15番、学校選択制度についてなどの質問をいただきました。

詳細につきましては、後ほど1ページから15ページの資料を御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)令和3年度教育相談状況、説明をお願いいたします。

○田中教育支援課長 令和3年度教育相談状況について御報告いたします。

お手元の資料、令和3年度教育相談状況をお願いいたします。

初めに、1、相談種別ごとの状況でございます。左軸縦軸に相談種別として四つの種別に分けて、それぞれの横軸に件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数となっております。終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから一般教育相談のみに記載し、また件数などが前年、前々年度を記載することで対比できるようにしております。

それでは、相談種別ごとに報告させていただきます。

一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来室し、心理カウンセラーによって行われる相談でございます。件数663件、うち新規346件、相談延べ回数1万466回、終結件数352件でございます。主な相談内容といたしましては、適応指導教室入室関係の相談、不登校、学業不振などがございます。件数では前年度比96件、約17%の増でございます。

次に、電話相談でございます。件数206件、相談延べ回数337回でございます。主な相談内容といたしましては、不登校、学業不振、集団不適応などがございます。件数では前年度比46件、約29%の増でございます。電話相談につきましては電話のみの相談を記載しておりますが、電話相談から来室につながることもあり、その場合は一般教育相談の件数に移行するため、電話相談の件数には含めておりません。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に学校長や教員からの相談、また子ども家庭支援センター、児童相談所など、他の関係機関との連絡調整でございます。件数566件、相談延べ回数2,442回でございます。主な相談内容といたしましては、不登校、虐待、学業不振などがございます。件数では前年度比86件、約18%の増でございます。

最後に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカーの派遣などによる学校への支援でございます。この中にはケース会議も含まれております。件数914件、相談延べ回数3,058回でございます。主な相談内容といたしましては、不登校、虐待、しつけ・育て方などでございます。件数では前年度比1件、約0.1%の減でございます。

相談全体の合計につきましては、件数が2,349件、相談延べ回数が1万6,303回でございます。件数では前年度比227件、約10.7%の増となっており、相談件数は増加傾向でございます。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。

2、相談種別・主訴別集計表でございます。主訴別の傾向といたしましては、一般教育相談における不登校及び適応指導教室入室関係の相談、電話相談における不登校が増加しております。

令和3年度教育相談状況は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 令和3年度不登校児童・生徒に関する調査報告、説明をお願いいたします。

○田中教育支援課長 それでは、令和3年度不登校児童・生徒に関する調査報告、について御報告いたします。

お手元の資料、令和3年度不登校児童・生徒に関する調査報告をお願いいたします。

初めに、1、学年別不登校件数でございます。学年別不登校件数は、不登校児童・生徒の学年別件数を3年比較で表にしたものでございます。

不登校とは、文部科学省の定義に基づき、年間で30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある場合を言います。長期欠席者のうち、病気や経済的理由、また保護者の考え方、海外等への長期滞在などはその他として、不登校とみなしておりません。

令和3年度は小学校101件、中学校191件、合計292件となっており、前年度比32件、約12.3%の増となっております。

令和3年度の不登校の主たる要因は、小学校、中学校ともに本人の無気力、不安が最も多く、次いで小学校では親子のかかわり方、中学校では学業の不振が多い結果となっております。これは昨年度までと同様の傾向でございます。

次に、2、対策でございます。

(1) 令和3年度不登校児童・生徒に関する相談・支援・指導等の状況でございます。不登校児童に関する相談・支援・指導等の状況を示したものでございます。

(2) 令和3年度中1不登校未然防止委員会でございます。小学校から中学校にかけて増加すると言われる不登校に対し、未然に防止する対策を検討する委員会でございます。令和3年度は全4回開催され、小学校時代に不登校傾向であった中1生徒について、小学校が作成した小中連携シートをもとに小学校と中学校の教員の情報の共有を行ったものでございます。委員会では、小学校時代の具体的な支援の状況を中学校の教員が知る機会となり、中学校で効果的な支援を行うためのヒントを得られるとの感想をいただいております。

令和3年度不登校児童・生徒に関する調査報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項（１）から（３）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○後藤委員 それでは、すみません、定例会報告の件で２件ほど教えていただければと思います。

１点目は、３ページのGIGAスクールについてなんですが、当然タブレット等は授業等で活用されていることが一番かとは思いますが、もし授業以外で、例えば委員会活動であったり学校行事であったり、さまざまな活用の範囲もあるかと思しますので、もしそんな他の活用事例がありましたら教えていただければと思うのが１点です。

それからもう１点は、14ページです。子どもの心のよりどころについてということで、内容になりますけれども、ここでは教育活動の一部変更や学校行事の延期等々で、さまざまな子どもたちの心身の健康にも少なからず影響を与えたものがあるかもしれません。ということで、多分学校がさまざまな工夫、対応をし、教育委員会も柔軟に捉えて連携を図って対応していることかと思えます。こういったことがやはり学校の評価等できちんと残されて、学校で取り組んだことが明確に残り、そして次年度どうやっていくかということが非常に大切かと思しますので、そういったところがどうなっているのかということの２点、すみませんが教えていただければと思います。

以上です。

○山縣教育指導課長 GIGAスクールの学習、教室での授業等々以外での取り組み状況でございますが、まず日ごろ、全校朝会、終業式、始業式等の場においてタブレットを活用して全校への周知を図るような工夫をしていたり、校外学習で中学校を例に挙げますと、川越に校外学習に行ったときにタブレットを持って行ってさまざまな記録をしたり、あるいはその地域の即時的な調べ物をしたりということでの活用を聞いております。

また、小学校におきましては、校外学習で小金井公園に行つての植物の観察や小動物の観察、昆虫の観察等で活用してございます。また直近では、児童会、生徒会での活動で、タブレット３きょうだいを周知するために、中学校の生徒会が小学校の子どもたちに情報発信をする際、対面だけではなくてタブレットを活用したという事例がございます。

今後も適材適所でのタブレット活用について、校長会と連携しながら範囲なども少しずつ広げていきたいと考えているところでございます。

次に、子どもの心のよりどころについてでございますが、委員がおっしゃいますように、このような事態の中でどのような取り組みをしたかということをしかりと記録して、それが次の教育活動に反映されることはとても必要なことでございます。

通常、学校評価につきましては、学校の中での職員による評価、また保護者によるアンケート、またあわせて、子どものよりどころについてということで、今般、学期ごとに西東京あったか先生の項目に基づいた子どもたちによる先生の評価なども行うところでございます。

子どもたちが、このコロナによっていろいろな負担をかけているところでございますので、そういったことをどうプラスに変えていったかということのをこれからもしかり蓄積していき、ウィズコロナの視点での教育活動のさらなる開発を進めてまいりたいと思っております。

補足でございますが、東京都教育委員会がこれから展開いたします「子供を笑顔にするプ

プロジェクト」につきましては、本市では全校手を挙げて、今、都教委からの希望するプロジェクトといたしますか、それを今回答を待っているところでございます。

それに先駆けて、東京都教育委員会からの要請によって、まず青嵐中学校がそのプロジェクト開発に協力いたしまして、今般、山梨県北杜市のアスレチックといたしますか、さまざまな体験活動ができる校外学習に出かけて、子どもたちがとても喜んでいたという声も聞いているところでございます。

今後さまざまな本市の取り組みだけではなく、都教委とも連携しながら、子どもたちの心に寄り添った、また心のよりどころとなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○木村教育長 よろしいですか。

○後藤委員 はい。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上をもちまして報告事項を終わりとさせていただきます。

○木村教育長 日程第4 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和4年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 28 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員